



水道部ホームページには、
本紙バックナンバーも掲載しています

あかしの水道

未来まで おいしい水を とどけよう

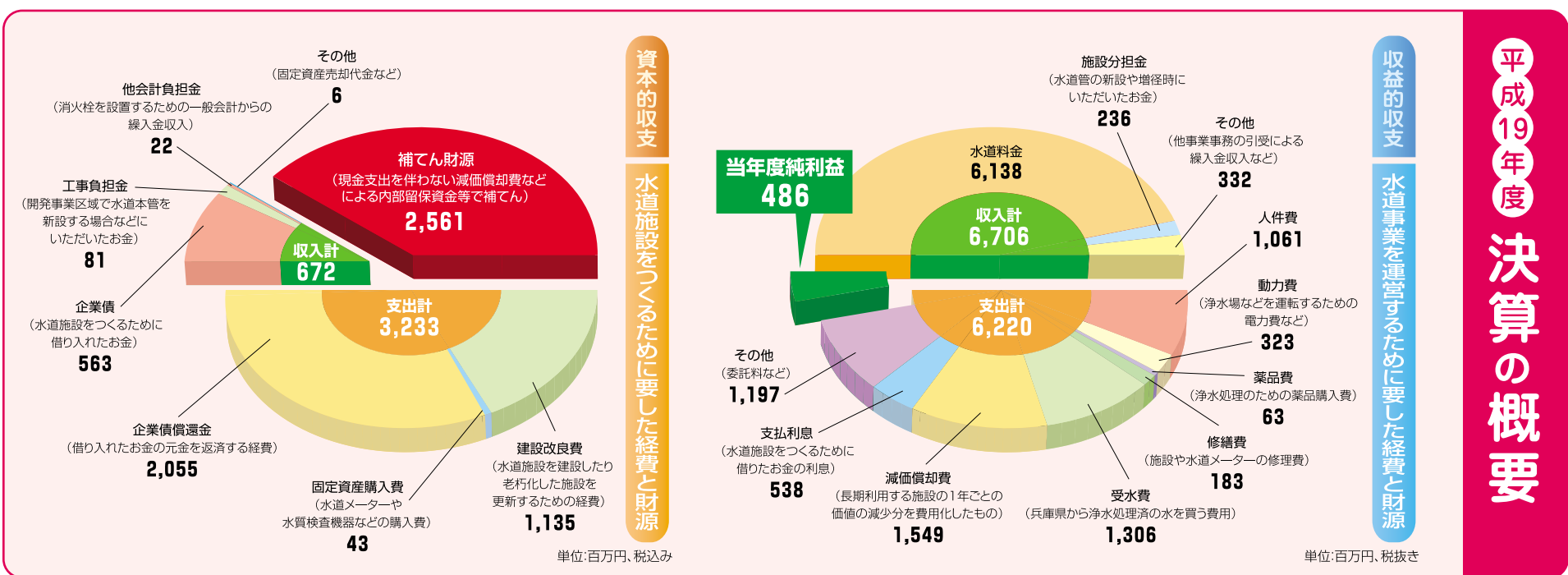
平成20年度 水の日最優秀標語(市内の小学4年生の作品1,682点の中から選ばれました。)

特集

経営健全化の成果を お知らせします

明石市水道事業では、市民のみならず安全でおいしい水を安定的に供給する体制を維持しつつ、経営を健全化することを目的とする「中期経営計画」(計画期間平成16年度～19年度)を立て、その実施に取り組んでまいりました。

この計画の実施経過については、これまで本紙面などでお知らせしてまいりましたが、このたび最終的な達成状況がまとまりましたので、お知らせいたします。



平成19年度 決算の概要

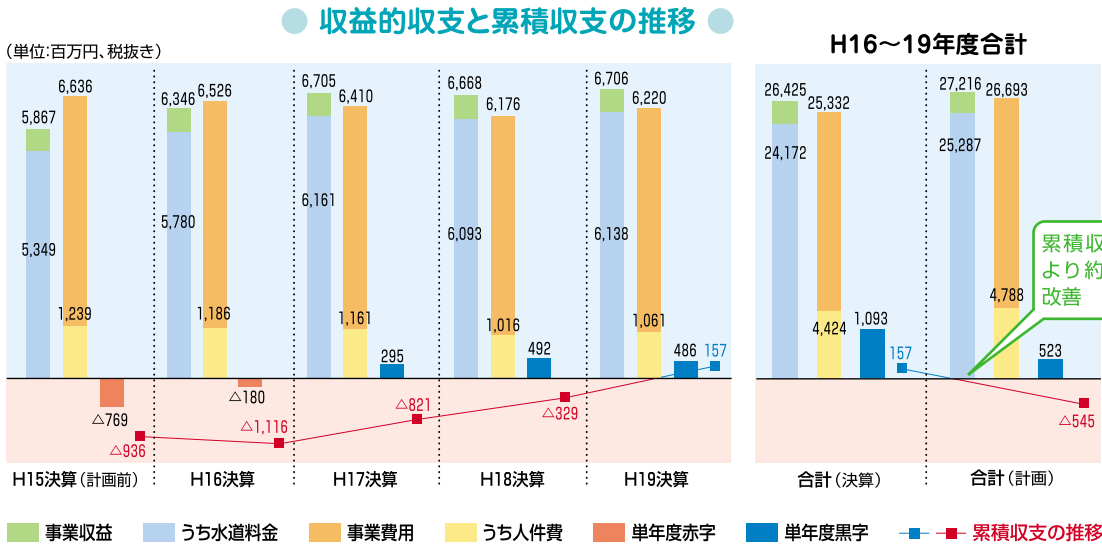
経営基盤の強化

1 累積赤字の解消

収益的収支(水道事業を運営するために要した経費と財源)

計画期間中の平成16年度と17年度に段階的な水道料金の値上げをさせていただき、市民のみなさまにご協力をいただいております。この料金値上げによる増額分を見込んで事業収益の計画を立てていきましたが、使用水量の減少が計画以上に進んだため、料金収入が計画を大きく下回りました。

しかし、人件費の削減や施設の建設抑制による減価償却費の削減などを推し進め、計画より2年度早く、平成19年度に累積赤字を解消することができました。



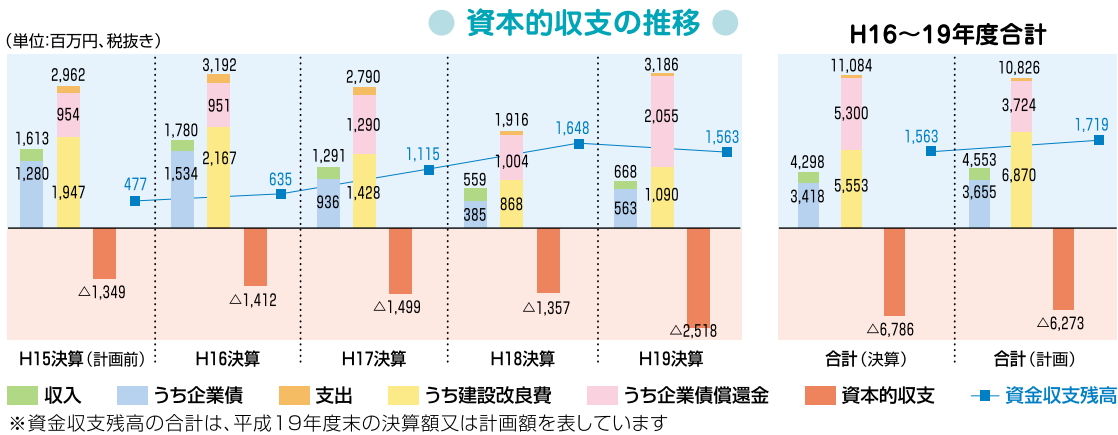
※累積収支の推移の合計は、平成19年度末の決算額・計画額を表しています。

設備投資の抑制と借入金残高の低減

資本的収支(水道施設をつくるために要した経費と財源)

企業債(国や政府系金融機関からの借入金)には、長く使用する施設の建設費用について将来の水道利用者にも負担していただき、公平性を図るといふ側面もあります。しかし、その残高が多すぎると支払利息が経営を圧迫することとなるため、長期的視野に立って残高を少しずつ減らしていくことを目指しています。

計画を上回る設備投資の抑制と鳥羽浄水場高度浄水処理施設改修工事の開始が遅れたため、企業債借入と建設改良費がいずれも計画を下回ることとなりました。一方、自己資金を積極的に企業債の高利分の借り換えや繰上げ償還(予定より早く返済すること)に振り向けられたため、資本的収支は計画を下回っていますが、企業債残高を計画より大幅に減らすことができました。



※資金収支残高の合計は、平成19年度末の決算額又は計画額を表しています

企業債残高の推移

	H15(計画前)	H16	H17	H18	H19	増減(H19-H15)
計画値	174	178	179	175	173	-1
実績値	174	180	176	170	155	-19

企業債残高計画より18億円減

4年間で18%の職員数削減

浄水場統廃合・業務委託化・組織の見直し

職員数の削減については、計画期間前の平成14年度から取組みを開始しています。計画期間中には、水需要の減少傾向や伊川谷浄水場の施設老朽化に伴う維持更新経費の増大が予測されたため、平成17年度末に伊川谷浄水場を廃止しました。また、水道料金お客様センターへの委託拡大など業務の民間委託を推進しました。これらの事業内容、組織の見直し、業務の委託化などにより、計画を5人上回る24人(18%)の職員数削減を行いました。

正規職員数の推移

	H15(計画前)	H16	H17	H18	H19	増減(H19-H15)
計画値	133	126	124	116	114	-19
実績値	133	126	124	114	109	-24
比率(%)	100	94.7	93.2	85.7	82.0	

※比率は、平成15年4月1日の職員数を100とした実績値の比率です。

安定給水の確保

1 市内全域を自然流下方式に

より安定して水をお届けするために、市内全域の配水方式をポンプによる圧送方式から自然の高低差を利用し、停電などに強い自然流下による配水方式に切り替える取り組みを進めてまいりました。

平成16年度末に東部配水場の配水塔、平成19年度末に西部配水場の配水塔がそれぞれ完成し、市内全域に自然流下方式により配水できるようになりました。

2 老朽管の布設替えに遅れ

計画期間中に7,711mの老朽管の布設替えを行いました。しかし、平成13年度から22年度までの老朽管布設替年次計画(総延長58,664m)の達成度が7.8ポイント(4,576m相当)の計画を下回っています。これは工事費用の節減を図るため、できるだけ他事業(道路、下水道、電気、ガス等)の工事にあわせて工事を行ってきたことによるものです。

平成20年度からの新しい中期経営計画では、積極的に老朽管の布設替えを行う予定です。

今後の老朽施設の増加に備えて

このように、平成19年度までの中期経営計画では、市民のみなさまのご協力をいただき、累積収支の黒字化など計画を上回る成果を上げることができました。

しかし、近年の全国的な水需要の減少による収益の減少や老朽施設や老朽管の更新集中期を控えていることなど、水道事業の経営を取り巻く環境は、今後とも厳しいと予想されます。また、地下水を主水源とする明石市水道事業の長年の課題である、地下水利用の抑制と河川水利用の増加に対応するため高度浄水処理施設の導入等の取り組みを進めていくことも必要です。

老朽管布設替年次計画の達成度

	H15(計画前)	H16	H17	H18	H19	増減(H19-H15)
計画値 A	18.9	23.0	27.0	31.0	35.0	16.1
実績値 B	14.0	19.2	22.5	25.7	27.2	13.2
増減 B-A	-4.9	-3.8	-4.5	-5.3	-7.8	-2.9

経営健全化の成果をお知らせします

なお、新しい中期経営計画の概要については、本紙前号でお知らせしましたが、計画の詳しい内容(具体的な取り組み内容、財政収支計画など)は、水道部のホームページに掲載しています。

みなさまが使われる水道水は、ご自宅の床下や壁の中の給水管を通じて、じゃ口から出てきます。

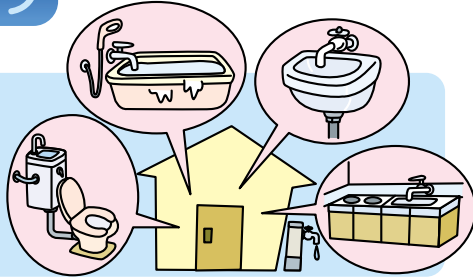
これらの給水管や給水器具（給水装置）といいますが、故障や老朽化による破損などによって、水漏れがおこる場合があります。近年、給水器具の内部や地中の給水管からの水漏れなど、気付きにくい箇所での水漏れが増えています。

「わたしの家は大丈夫かな？」少しでも気になったら、次の方法でチェックしてみてください。

簡単にできる 水漏れチェック

① 家のじゃ口をすべて閉める

シャワー、湯沸器、洗濯機、温水器、散水栓などすべてのじゃ口を完全に閉めてください。



② 水道メーターを確認

メーター内のパイロットが回転している！
→ 水漏れの可能性があります。
早めに水漏れ箇所の点検をお願いします。



これがパイロットです。

よくある 水漏れ箇所

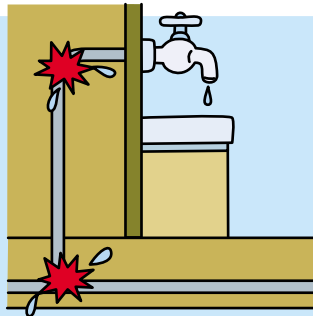
チェックの結果、水漏れの可能性がある場合は、水漏れ箇所の特定と修理が必要です。どこから水漏れしているのか、詳しくは専門の水道工事業者でないと調べられない場合があります。

「明石市指定給水装置工事事業者」又は水道部営業課（給水係・維持係：☎918-5067 夜間・休日は水道サービスセンター：☎928-6385）までご相談ください。

ここでは、よくご相談いただく水漏れ箇所を紹介します。

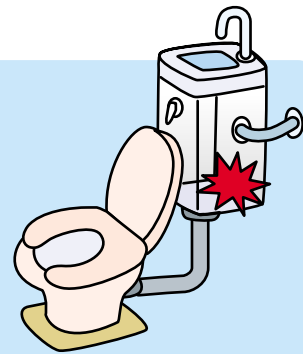
●水道じゃ口の接続・立ち上り部

給水管の分岐点、管の接続部分等の老朽化による破損 など



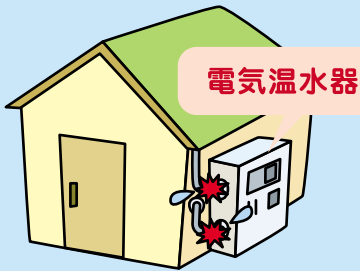
●トイレタンク内

タンク内のボールタップ（タンクレスタイプの場合は、フラッシュバルブ）の不具合により、ストッパーの効きが悪くなり水が流れ放しになる など



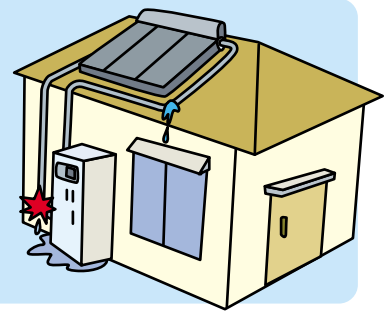
●電気温水器

温水器内の管の破損や、保守点検時のバルブの閉め忘れによる水漏れ



●太陽熱温水器

温水器装置（ホースも含む）の老朽化による破損
保守点検時のバルブの閉め忘れによる水漏れ



●水道管は寒さが苦手です

気温が氷点下になると、給水管や水道メーター内の水が凍ったり、給水管が破損することがあります。特に屋外でむき出しになっている給水管は要注意です。凍結を防ぐには、給水管にホームセンターなどで販売している保温チューブや布などを巻き、その上にビニールテープを巻きつけてください。（布などが濡れると効果がなくなってしまいます。）

「明石市指定給水装置工事事業者」とは

安全・安心な水道水をお届けするために、ご家庭の給水装置の工事は、一定の要件を備えた「明石市指定給水装置工事事業者」でなければ行えないことになっています。

「明石市指定給水装置工事事業者」は市内外の業者あわせて約300社あり、水道部のホームページに業者一覧を掲載しています。

点検・修理費用はお客様のご負担です

ご家庭の給水装置はお客様のご財産ですので、水漏れ箇所の特定と修理の費用は、お客様ご自身の負担となります。

「明石市指定給水装置工事事業者」にご依頼される場合は、必ず事前に費用を確認するようにしましょう。

水道料金について

水漏れの影響による水道料金については、原則としてお客様のご負担となります。

ただし、地中の給水管からの水漏れについては、状況により一部減額となる場合があります。詳しくは水道部営業課（業務係：☎918-5043）までお問い合わせください。

悪質な商法にご注意ください!!

～あやしいと思ったら、はっきりと断りましょう!!～

水道部職員を装うなど悪質な詐欺や訪問販売が相次いでいます。

水道部が、給水管（宅内水道管）の洗浄や浄水器の購入、家庭配管の元につける磁気活性器などをご家庭にお勧めすることはありません。

不要な契約を迫られたり、ご不審に思われたときは、はっきりとお断りください。

高額な契約をする際は、その場で契約せず家族や友人など周囲の方と相談しましょう。



勧誘の手口 10

- 1 水道水の無料点検を理由に来訪し、「この水を飲むと体に悪い」と勧誘
- 2 「水質検査、水についてのアンケート、パッキンの無料交換」を理由に、家にあがりこみ勧誘
- 3 「水道水の検査」と称して塩素に反応する試薬を入れ、変色した水を指し「水が汚れているから」と勧誘
- 4 糖尿病やアトピーに効くと「嘘の薬効を説明」する
- 5 「水道管から鉛が溶け出して危険」と不安がらせて勧誘
- 6 「じゃ口の大きさを見せてほしい」とあがりこみ、「勝手に浄水器を取付け」て請求
- 7 「水道部のほうから来ました」などと公的機関から来たと思わせる「かたり商法」
- 8 「判断不十分者に対して有無を言わせず」浄水器を取り付けて請求
- 9 夜（7時や8時）に来訪し、「数人で長時間居座り」勧誘
- 10 最初の金額から「大幅な値引き」を強調

「水道部営業課」☎918-5043 契約のトラブルは「あかし消費生活センター」☎912-0999へご相談ください。

水道料金等の減免制度

対象は、「生活保護の受給家庭」と「65歳以上のひとり暮らしの方」で、減免額と減免期間は次のとおりです。

1 生活保護の受給家庭

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	全額
減免期間	決定された日以後の検針分から生活保護の受給期間中	

2 下記のいずれにも該当する「ひとり暮らし高齢者」

- 4月1日現在65歳以上で、市内に居住し住民登録もしくは外国人登録をされている方
- 一定の所得（老齢福祉年金の支給限度額）未満の方

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	基本料金の半額
減免期間	決定された日以後の検針分から資格喪失日まで	

ご注意

- いずれの場合も申請が必要となります。また、市内で引越しをされた場合は改めて申請が必要となりますのでご注意ください。
- 「申請者氏名・住所」と「水道使用者氏名・使用場所」が異なる場合は、減免が受けられません。

営業課 業務係 ☎918-5043

水質情報は...



水道部では、より安全でおいしい水をお届けするために、きめ細かな水質検査を行っています。この水質検査について、より詳しくご理解いただくため、毎年度、水質検査計画を作成

しています。水質検査計画は、水道部のホームページのほか、行政情報センター（市役所本庁舎2階）、水道部浄水課（市役所分庁舎3階）でもご覧いただけます。

また、水質検査結果は水道部のホームページと水道部浄水課でご覧いただけます。

水道部では、市民のみなさまが最も貴重な水道水質モニターであると考えています。これからもより良い水道水をお届けするために、水質に関して疑問に思われたことや感じたことがあれば、何でもお気軽に浄水課水質検査係（☎928-6386）までお声をお寄せください。



明石市水道料金お客様センター ☎926-5507

（明石市水道部から委託を受けた第一環境株式会社が業務を行っています。）

- 水道の使用開始・中止
- 水道使用者の名義変更
- 口座振替の申込み、口座の変更
- 水道料金等のお支払いについて
- 検針水量（使用水量）について など

水道部へのご意見・ご質問などをお寄せください

営業課 ☎918-5067

- 水が出ないとき
- 水がにごっているとき
- 道路から水がもれているとき
- ご家庭の水道工事について
- 貯水槽の維持管理について
- 指定給水装置工事事業者について など

工務課 ☎918-5066

- 水道本管の工事について など

浄水課 ☎918-5068

- 水道水の水質について
- 浄水処理の方法
- 浄水場・配水場・貯水池・取水場について など

総務課 ☎918-5064

- 予算・決算について
- 広報紙・ホームページについて
- その他のお問い合わせ・ご意見

e-mail : meisuiso@city.akashi.hyogo.jp